

山鹿市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月23日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

山鹿市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要綱（平成17年山鹿市告示第133号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第17号」を「第2条第19号」に改め、同条第4号中「第2条第18号」を「第2条第20号」に改め、同条第7号中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第7条第4項中「山鹿市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付変更（取消）決定通知書（様式第10号）により通知する」を「第5条の規定に準じて、手続を行う」に改め、同条第5項中「山鹿市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業変更承認通知書（様式第11号）により」を「その内容を確認の上、事業計画の変更等に係る承認その他の手続を行い、その旨」に改める。

別表中「300万円」を「360万円」に、「75万円」を「90万円」に改める。

様式第2号中「300万円」を「360万円」に、「75万円」を「90万円」に改める。

様式第10号及び第11号を次のように改める。

様式第10号及び様式第11号 削除

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。